



電子契約の導入について

令和5年12月18日

北九州市技術監理局契約部



目次

第一部 市技術監理局契約部からの説明

- | | | |
|----------------|----|----|
| 1. 電子契約とは | …… | 3 |
| 2. 北九州市と電子契約 | …… | 12 |
| 3. 電子契約に係る手続き | …… | 18 |
| 4. 電子契約導入に係る支援 | …… | 27 |
| 5. 今後のスケジュール | …… | 30 |
| 【参考】サービス事業者の紹介 | …… | 32 |

第二部 サービス事業者からの商品紹介

第三部 質疑応答

1. 電子契約とは

3

電子契約とは

電子契約とは、
「従来、書面にて押印・製本していた契約書を、
電子データによって作成し、締結すること」

- 書面契約と異なり、印刷や押印が不要
- 一定の要件を満たせば効力を持つ契約として認められる
⇒ 「電子署名」をすることで本人による契約を担保し、有効化する仕組み

【参考】電子契約と書面契約の違い

出展：自治体通信ONLINE

	電子契約	書面契約
形式	PDF等の電子データ	紙
契約書の作成方法	契約書データを電子契約システムにアップロードする	契約書を紙に印刷して綴じる
署名方法	電子署名	本人の署名または押印
証拠能力の担保	電子証明書・タイムスタンプ	割印・印鑑証明書
契約締結方法	インターネット	携行・郵送
必要コスト	電子契約システムの利用料	印紙代、郵送料、製本代、封筒代等

4

電子契約の法的根拠

電子契約に関する法的根拠

◆ 地方自治法 第234条第5項 ※要約

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に「**電子署名**」を講じなければ契約は確定しない。

◆ 電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法) ※平成12年5月施行 第2条第1項

「**電子署名**」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

→ **本人性**

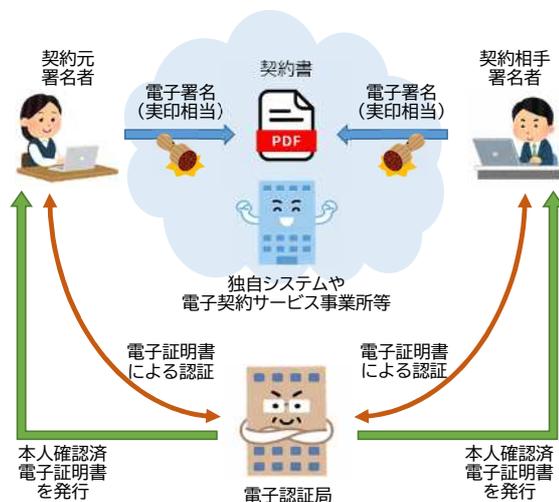
→ **非改ざん性**

この要件を満たせばよい

5

電子契約の署名方法「当事者型」

「当事者型」とは、
電子認証局による本人確認後発行される電子証明書を利用して、
当事者自らが電子署名を付与



電子認証局が
両者に発行する証明書で
【本人性】と【非改ざん性】を証明

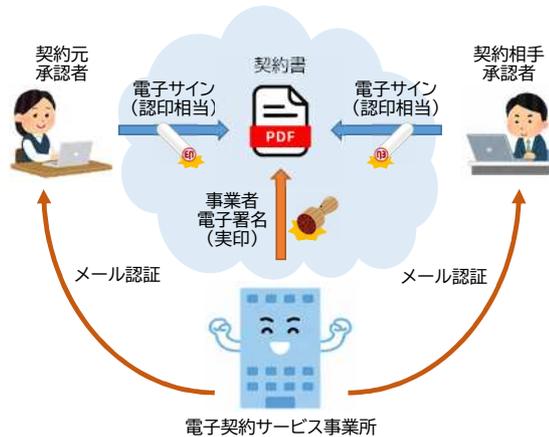
↓
電子証明書の取得に
費用と手間がかかる

6

電子契約の署名方法「立会人型」

「立会人型」とは、
契約を行う当事者とは異なる第三者である

電子契約サービス事業者が、電子署名を付与



電子契約サービス事業者が
【本人性】と【非改ざん性】を
証明



本人性を
メールアドレスで担保する

● 地方自治法施行規則の改正(令和3年1月)

「立会人型」の民間クラウドサービスの導入が可能に。

7

電子契約の普及

◆ 『企業IT利活用動向調査2023』※ (2023年3月16日)

※ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)と株式会社アイ・ティ・アール(ITR)が国内企業1,022社のIT/情報セキュリティ責任者を対象に2023年1月に共同で調査を実施

電子契約は、立会人型サービスの開始に加え、新型コロナウイルスによるテレワークや押印見直しにより急速に拡大。

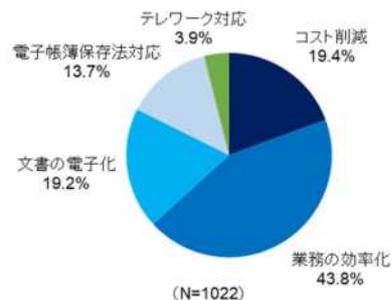
➤ **民間の電子契約サービス利用は、約7割超に達する。**

(前年比4.2%増の73.9%)

➤ 電子化したい業務プロセスでは、「契約書の締結、保管」が4位(41.3%)

➤ 電子契約導入の目的としては、以下のとおり

- ① **業務の効率化**(43.8%)
- ② **コスト削減**(19.4%)
- ③ 文書の電子化(19.2%)
- ④ 電子帳簿保存法対応(13.7%)



8

電子契約導入のメリット

◆ 電子契約の導入には、大きなメリットがある

電子契約導入のメリット

契約業務コストの削減

- ・ 印紙税が非課税になる(印紙が不要)
- ・ 書類作成・郵送料・書類管理コストを削減できる
- ・ 人件費・管理費を削減できる

業務処理時間の短縮

- ・ 契約書製本や郵送などにかかる時間を削減できる
- ・ 締結書面の受け取りや持ち込みが不要になる
- ・ 社内の契約業務を効率化できる

対応が必要な法への対応

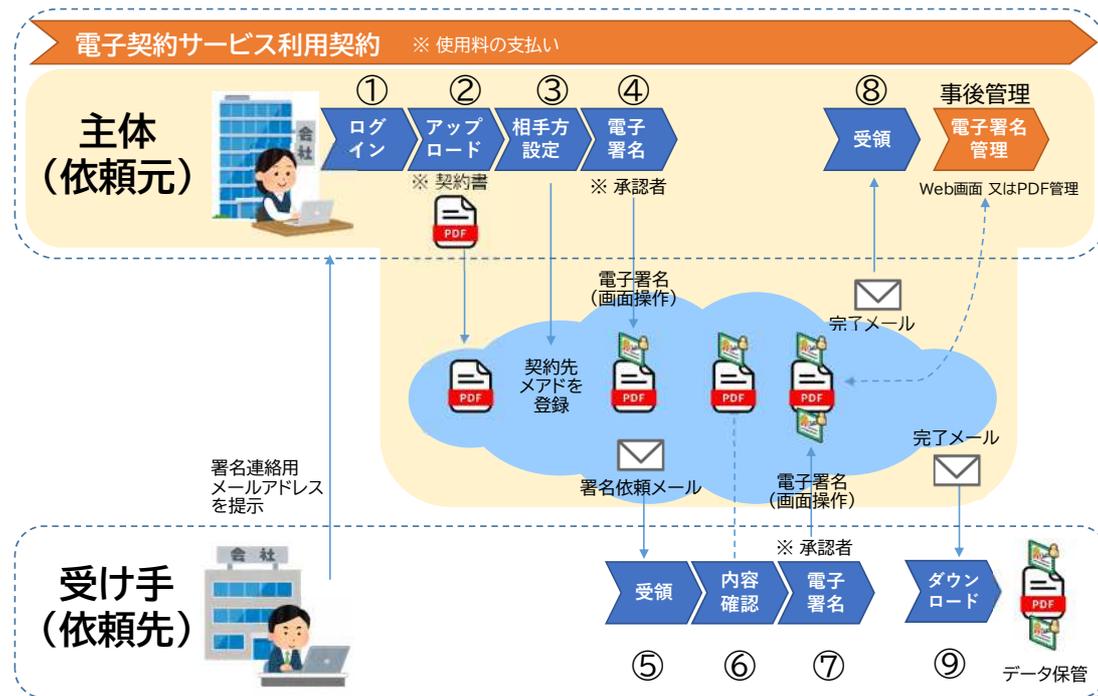
- ・ 電子帳簿保存法(電子書面管理)に対応できる
- ・ 法人税法にも対応している

社内DXの推進

- ・ 外部サービス連携等による業務効率化が見込める
- ・ 社内DXをさらに推進できる

9

電子契約の手順(一般的なパターン)



10

「電子署名」と「タイムスタンプ」

◆ 「電子署名」と「タイムスタンプ」が付されます。

- 契約書ファイルには、代表者印や市印の代わりに、
契約者双方の「電子署名」と「タイムスタンプ」の情報が付与されます。



- Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」から、
署名情報を確認できます。(第三者も確認可)

11

2. 北九州市と電子契約

12

◆ 事業者からの電子契約の申し出に対応！

- 事業者から電子契約の申し出をいただいた場合、原則、すべてに対応
- 事業者等と契約を締結するすべての部署が対象
技術監理局をはじめとする市長部局、教育委員会(学校を除く)や上下水道局などを含む
- 市が契約書等を取り交わすすべての契約が対象
物品供給、工事、コンサルをはじめとする業務委託契約など、すべての業務が対象
(ただし、書面契約が法的に求められる契約、10年を超える期間の契約など一部を除く。)



13

◆ 事業者が電子契約サービスを選定して、契約のうえ、北九州市に電子契約の申し出を行ってください。

- 事業者は、北九州市が協定を締結した電子契約サービス事業者の中から利用するサービスを選択してください。
北九州市は、定めた選定条件を満たす電子契約サービス事業者と協定を締結しました。(次ページ参照)
- 事業者が、電子契約サービスの利用契約を締結してください。
事業者は、利用するサービスに応じたプランで、電子契約サービスの契約を締結してください。
- 事業者は、どの電子契約サービスを利用するか、市に申し出てください。
契約に際しては、事前に、「電子契約サービス利用届出書」を契約担当課に提出してください。
(提出後は、原則、契約は電子契約による締結になります。申し出により変更できます。)

14

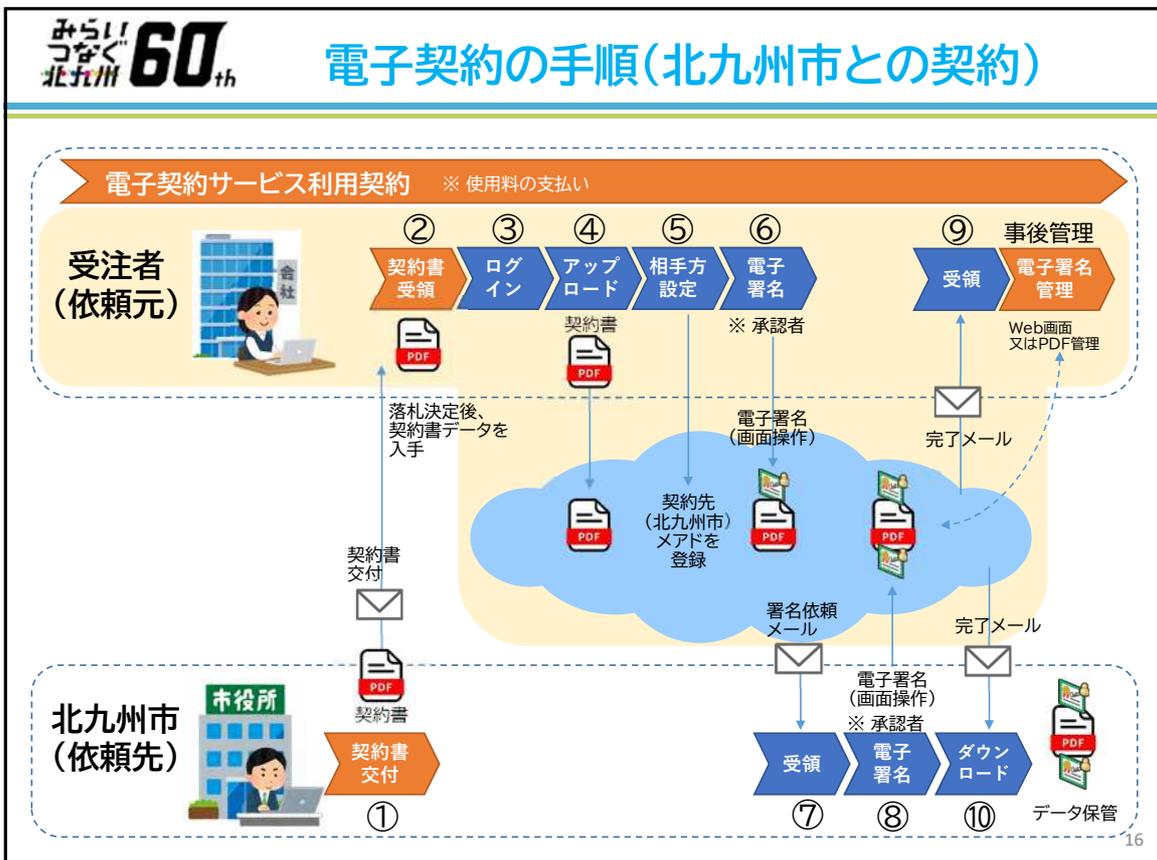
みらい つなぐ 北九州 60th **市と電子契約サービス事業者の協定**

◆ 選定条件を満たすサービス事業者と**連携協定を締結**

- ① ISMS(情報マネジメントシステム)の国際規格を取得している。
- ② セキュリティの適切な確保(バックアップ管理等)が行われている。
- ③ 契約に定める準拠法・裁判管轄が日本国内である。
- ④ 地方公共団体向けのサービスを提供している。

<p>電子契約サービス「WAN-Sign」 (株式会社NXワンビシアーカイブズ)</p> 	<p>電子印鑑GMOサイン (GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)</p> <p>電子印鑑なら GMOサイン</p>
<p>クラウドサイン (弁護士ドットコム株式会社)</p> 	<p>SMBCクラウドサイン (SMBCクラウドサイン株式会社)</p> 

15



- ◆ サービス事業者ごとに、利用料金やメニュー、
利用できる機能や操作方法が異なる

会社にとって 最適なサービスを選択



17

3. 電子契約に係る手続き

18

電子契約締結のための事前準備

◆ 利用する電子契約サービスを届け出てください。

- 契約担当課に、事前に、
「電子契約サービス利用届出書」を提出してください。

※ 技術監理局契約部は1月から受付を開始します。
様式は、後日、市ホームページで公開します。

- 電子署名用メールアドレスを届け出ていただき、併せて、**代表者の意思のもとに署名する旨誓約**していただきます。

- 「電子契約サービス利用届出書」を提出した後は、原則、電子契約による締結になります。

※ 従来どおり書面で契約をしたい案件が生じた場合は、ご相談ください。

※ 契約担当課によっては、案件別の届け出も受け付けます。

19

電子契約で締結する契約書類

◆ 契約に係る各種書類は、電子書類で契約書に綴じ込みます。

市が契約書ファイルとして提供する書類

- 契約書
- 契約約款
- 仕様書や図面(工事に係る設計書や特記仕様書など)



契約書に綴じ込む書類(受注者が作成する書類) (工事等の契約)

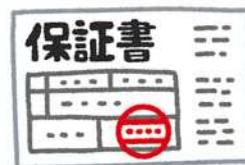
- 課税(又は免税)事業者届出書
- 誓約書(工事の場合、500万円以上の契約のみ)
- 第13条及び省令第4条に基づく書面(いわゆる建設リサイクル法書面)
 - ✓ それぞれ、受注者が作成(記入)した書類データを契約書ファイルに追加して登録してください。
 - ✓ 建設リサイクル法書面は、事前に設計担当による承認を受けてください。

20

- ◆ 契約手続きに係る各種書類は、
これまでと同様、各契約担当課で確認を受けてください。

契約締結に際し、確認させていただく各種書類

- 契約保証に関する書類(該当者のみ、工事の場合は300万円以上の契約)
 - ・ 各種証券、保証書等(該当者のみ)
 - ・ 契約保証金(現金)の領収書(該当者のみ)
- 設計図書(図面)代金の領収書(該当者のみ)



- ✓ **市は、上記書類を確認したのち、電子契約に署名**します。

21

- ◆ 【工事及び工事に係る調査・設計等委託業務の場合】
**契約保証に係る保証証券等は、
 電子書類等での取り扱いが可能になります。**

NEW!



- **保証確認サービス『D-Sure(ディーシュア)』を利用する場合、**
 市がWebサイトで電子証券等を閲覧し保証内容を確認します。
 保証内容を確認するための「確認キー」を市に電子メールで提出してください。

西日本建設業
保証(株)など
- **保険会社から発行される電子証券(PDF)を利用する場合、**
 保険会社の電子証券(PDFファイル)を市に提出してください。

一般の
民間保険会社

 - 手続きや取り扱いについては各保険会社にお問い合わせください。

- ※ 銀行等の保証や有価証券(利付国債又は地方債)は、
 これまで同様、書類原本のお預けが必要です。

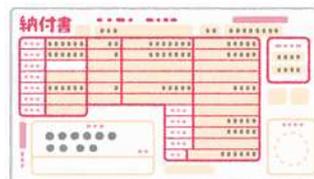
- ✓ 市は、**保証内容を確認したのち、電子契約に署名**します。

22

契約に係る確認書類の取り扱い②

◆ 契約手続きに係る確認書類のうち、「納付書」は引き続き紙書類で交付をうける必要があります。

- 契約保証金を現金で支払う場合は、納付書は、従前どおり、契約担当課から交付をうける必要があります。



※ 市の納付書による領収書の確認方法

- 納付書を窓口を持参いただくなどして、領収を確認します。
- 契約担当課の了解があれば、納付書をスキャニングした画像データを電子メールで提出しても構いません。

✓ 市は、入金を確認したのち、電子契約に署名します。

23

契約に係る確認書類の提出方法

◆ 【技術監理局契約部での契約の場合】
契約手続きに係る確認書類は、窓口持参のほか、**電子データでも提出することが可能になります。**

NEW!

電子メールでも提出できる書類

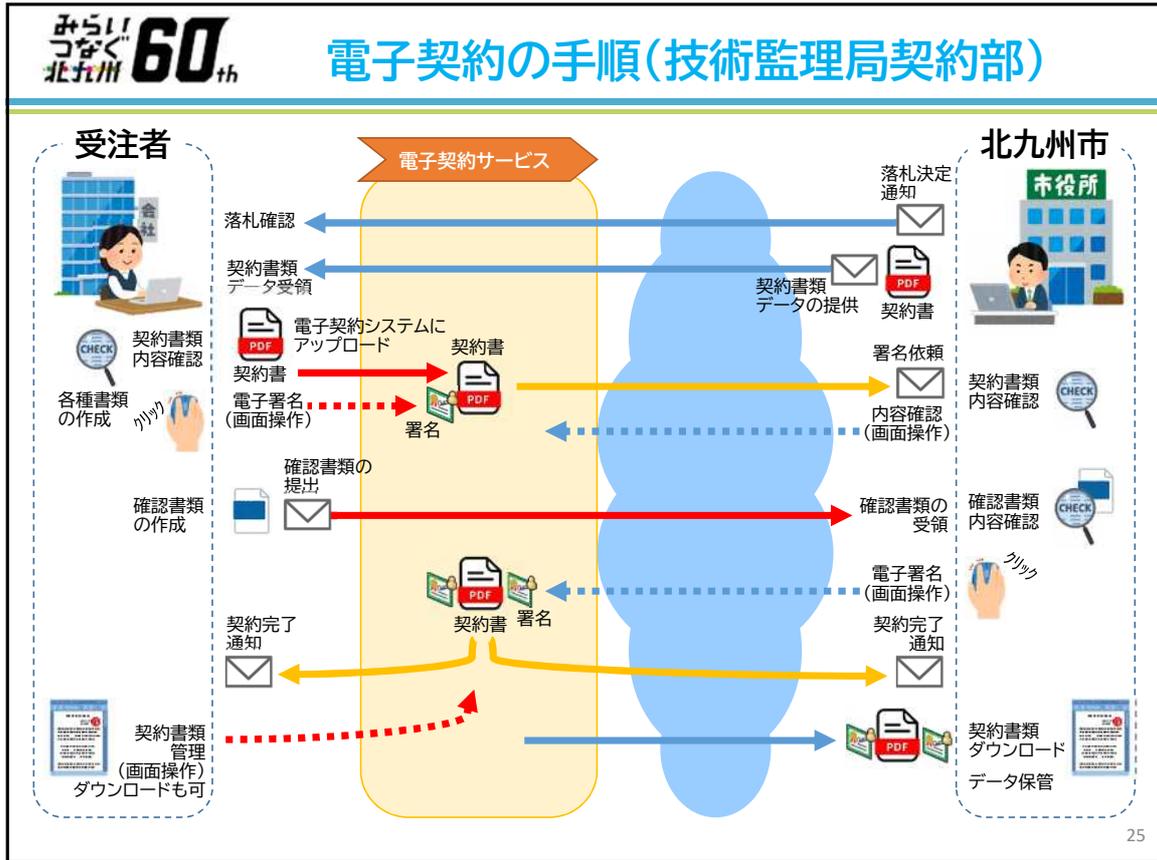
- 保険会社から発行される電子証券(PDFファイル)
- 各種納付金の領収を確認できる書類
(契約保証金や設計図書(図面)代金の領収書)



- ✓ 「電子契約サービス利用届出書」で届け出たメールアドレスから送信してください。
(他のメールアドレスからの送付された書類は、認められません。)
- ✓ 技術監理局契約部に送信する場合は、別に指定する連絡票を添付してください。

※ 各種書類は、引き続き、紙書類での提出も受け付けます。

24



「北九州市電子契約の手順」

◆ 北九州市と電子契約を締結する手続きについては、市ホームページの掲載される「電子契約」の各ページの内容を確認してください。

北九州市 (CITY OF KITAKYUSHU) 093-582-4894

トップ > 暮らしの情報 > 観光・おでかけ > **ビジネス・産業**

現在のお住まいのページ > ビジネス・産業

ビジネス・産業

入札・契約・公募

入札・契約・業者登録等 > 公共工事 > 公募情報(プロポーザル等)

電子契約

26

4. 電子契約導入に係る支援

27

電子契約導入に係る各種補助

◆ 受注者の電子契約システム経費の負担を軽減

➤ IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

所管: 中小企業基盤整備機構(国: 経済産業省)



通常枠「A類型」

業務のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入

1件当たり5万円以上150万円未満(補助率1/2以内)

後期事務局: <https://it-shien.smrj.go.jp/>



➤ DX推進補助金

所管: 北九州産業学術推進機構(市: 産業経済局) ※令和5年度申し込みは終了

デジタル化枠

デジタルツールやデジタル機器を用いた業務効率化

1件当たり上限 80万円まで(補助率1/2以内)

<https://www.ksrp.or.jp/robo-dx/blog/grant/index.html>

28

電子契約導入の支援

- ◆ 連携協定により、サービス事業者が電子契約導入を支援
 - 利用促進セミナーの開催や補助金申請手続き等、システム導入や運用を支援
 - 他の業務システムとの連携等による業務効率化等、企業のDX推進を支援

- ◆ 市がDX推進をサポート  北九州市ロボット・DX推進センター
ワンストップ相談窓口

➢ 北九州市ロボット・DX推進センター(DX推進サポート)

所管:北九州産業学術推進機構(市:産業経済局)

ITツールを取り入れた新しいビジネススタイルへの転換を図る北九州市内の事業者に対して、専門家を派遣し課題解決を支援(相談無料)

<https://ktq-robodx.jp/>



29

5. 今後のスケジュール

30

◆ 今後のスケジュール

令和 5 年12月18日(月)

事業者説明会

市HP「電子契約事務の流れ」公開



令和 6 年 1 月

技術監理局契約部「電子契約サービス利用届出書」受付開始

令和 6 年 2 月

一部の部署で電子契約を先行導入

(技術監理局契約部及びデジタル市役所推進室で先行)

令和 6 年 4 月

全庁で電子契約を導入

受注者が希望した場合、基本、電子契約に応じる

31

【参考】サービス事業者の紹介

32



電子契約サービス事業者一覧

サービス名	事業者名	本日の説明者(所属等)・問い合わせ先
電子契約サービス WAN-Sign 	(株)NXワンビシアーカイブズ	株式会社NXワンビシアーカイブズ 九州支店 橋本 裕毅 03-5425-5300 wan-sign-kyushu@wanbishi.co.jp
電子印鑑 GMOサイン <small>電子印鑑なら</small> 	GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 電子契約事業部 デジタル・ガバメント支援室 大橋 規敏 03-6415-7444 support@cs.gmosign.com
クラウドサイン 	弁護士ドットコム(株)	弁護士ドットコム株式会社 クラウドサイン事業本部 マーケティング部 チームマネージャー 稲葉 誠人 sales-contact@b4.cloudsign.jp
SMBC クラウドサイン 	SMBCクラウドサイン(株)	SMBCクラウドサイン株式会社 営業推進部 関川 翔平 03-6435-5675 sales@smbc-cloudsign.co.jp

33



質疑応答



ご清聴ありがとうございました。